毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　九州凸版印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和二年一月二十一日
号外（四）
（火曜日）

目次

監査公表

監査結果の公表……………………………一

○監査公表

監査委員公表第647号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第１項の規定により請求のあった住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第４項の規定により監査した結果を令和２年１月20日付けで請求人に通知したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和２年１月21日

大分県監査委員　首藤　博文
大分県監査委員　長野　恭子
大分県監査委員　三浦　正臣
大分県監査委員　小嶋　秀行

第１　本件請求についての判断

本件請求を棄却する。

第２　本件請求

１　請求人

大分県由布市湯布院町　谷　千鶴
大分県由布市湯布院町　気賀沢　忠夫
大分県由布市挾間町古野1046-70　武内　良高

２　請求があった日

本件請求があった日は、令和元年11月22日である。

３　請求の要旨

大分県職員措置請求書の記載によれば、本件請求の要旨は、次のとおりである（請求書に記載のある団体名を「A団体」と、由布市の施設名を「B施設」とし、また、見出し符号を変更したほかは、原文のまま掲載）。

(1)　請求の要旨

A団体は、平成23年度から由布市の指定管理者としてB施設を管理運営している。収益事業であるにもかかわらず法人税・法人住民税を申告・納付していないことが、A団体の会員有志の指摘で発覚した。

当会の問い合わせに対し、由布市（以下、市）は「A団体が雇った税理士が税務署と協議中」と曖昧にしてきた。当会が県税事務所に問い合わせると、調査するためにA団体の情報を得ようというわけでもなく、適切に調査しますという回答だった。

最近になって、市は、A団体が平成30年分の法人税を申告納付したことを認めたが、所得税法第22条を理由に、A団体の納税状況を明らかにしない。だが、納税義務があることを確認できた。

A団体の議事録（事実証明書１）によると、28~30年度分を納付して事を納めようとしているようだ。県税収入においても、A団体の平成23年度分からの法人県民税が未徴収になっていると推定され、仮に申告納付があっても、過去３年分にとどまる可能性が高い。大分県税条例第６条（課税漏れ等に係る県税の取扱）に関わる事案である。

(3)請求の理由により、未申告となっていた事情を適切に勘案して、厳正に課税・徴収してもらいたい。

(2)　求める措置

ア　法人県民税の申告納付に関して、A団体および由布市に対し、時効のみで判断せずに、悪質性も含めた調査を行うこと

イ　過去の課税対象所得額および税額を確定して、適正な税金を徴収すること（延滞税・加算税などを含む）

ウ　大分税務署に情報提供を依頼して、適正に徴税すること

(3)　請求の理由

B施設の運営は収益事業である。庄内町が直営していた頃は納税義務は免除されるが、指定管理制度（利用料金制）を採用すれば、民間の指定管理者には納税義務が発生する。

A団体の事業報告を市がまとめたものには、租税公課の費目が無い（事実証明書２、３）。当会の質問に対し、市は「A団体は、納税義務の認識が無かった」と擁護しているが、そもそも、指定管理当初から、市がA団体に対して申告納付を確認・指示すべき

であった。

最初の随意契約（平成23～26）で収益事業を開始した時点で、Ａ団体に申告納付義務が生じたが、その後、法人税・法人住民税を申告していない。仕様書も協定書も「関係法令を遵守する」とある。法人市民税を納めていない業者等とは契約も指名願いもできないのに、市が随意契約を更新し（平成27～）、公募選定した（平成31～）ことが間違っている。

こうして何年も未申告が続いた。しかも、Ａ団体は、もと県議・現職市議が会長、市職員ＯＢ（商工観光課長経験者）が事務局長だ。そういう人物が幹部として関わっていながら無申告を続けたことは、真面目に納税している市民・県民との公平性を欠き、違法かつ不当で、脱税が疑われるというべきである。

(4)　事実証明書

1　令和１年９月10日付公文書公開請求により取得した、Ａ団体の令和１年度第１回役員会の記録

2　平成30年11月２日付公文書公開請求により取得した、Ｂ施設の指定管理にかかる収支決算（平成23～29年度）

3　市から任意提供を受けた、Ｂ施設の指定管理にかかる収支決算（平成27～30年度）

4　要件審査

本件請求については、令和元年11月28日に要件審査を行い、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を行うことを決定した。

第３　判断の理由

1　監査の実施

(1)　監査対象事項

Ａ団体に対する平成23年から平成29年までの分の法人県民税の賦課及び徴収を怠る事実（以下「本件怠る事実」という。）を監査対象事項とし、本件怠る事実に係る事実関係の確認、本件怠る事実が違法又は不当であるかどうか、措置を講ずる必要が認められるかどうか等について監査した。

(2)　監査対象機関

監査対象部局を総務部とし、監査対象箇所を同部税務課及び大分県税事務所とした。

(3)　請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第６項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和元年12月11日に、大分県職員措置請求書の記載に沿う内容の陳述をした。証拠は、提出されなかった。

なお、同条第７項の規定に基づき、請求人の陳述に関係職員等が立ち会うことを認めた。

(4)　関係職員等の陳述

地方自治法第242条第７項の規定に基づき、関係職員等の陳述の聴取を行うこととし、その際に請求人が立ち会うことを認めた。

令和元年12月11日に、関係職員等として、総務部税務課長が、おおむね次のような内容の陳述をした。

ア　大分県税条例（昭和25年大分県条例第45号）第４条の２の規定により、県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項は、知事から県税の課税地を所管する県税事務所の長に委任されている。法人県民税については、大分県税事務所が大分県内全域を所管している。

イ　地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第１項の規定により、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。また、税務職員は、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の規定により、地方税に関する調査等で知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。この陳述は公開とされているため、個別具体的なことは説明できない。

ウ　法人県民税について、地方税法第24条第１項第３号の規定により、県内に事務所又は事業所を有する法人に対しては、均等割額と法人税割額の合算額によって県民税を課すものとされている。

また、地方税法第53条第１項の規定により、国税である法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならないとされている。法人税法（昭和40年法律第34号）においては、同法第２条第１項第８号の規定において法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを人格のない社団等と規定し、同法第３条の規定において人格のない社団等は法人とみなして同法の規定を適用することとし、さらに、同法第４条の規定において収益事業を行う場合は法人税を納める義務があるとされている。また、同法第150条第１項の規定により、新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後２月以内に、収益事業を開始した日等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされている。地方税法においても、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあって、かつ、収益事業を行うものは、人格のない社団等とされ、同法第24条第１項第３号に規定する法人とみなして、均等割

額と法人税割額の合算額によって県民税を課するものとされている。

エ　法人が地方税法第53条第１項の規定による申告書を提出しなかった場合においては、地方税法第55条第２項の規定により、県知事は、その調査によって、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額と均等割額を決定するものとされている。

この規定について、徳島地方裁判所平成８年10月25日の判決では、「法人県民税は、均等割額と法人税割額の合算額によって課され、右のうち法人税割額は、国が賦課した法人税額を課税標準として賦課される。課税標準を右のように定めたのは、同一所得について国の税務署と地方自治体の双方が重複調査を行い、異なる所得計算をすることを避けるとともに、納税者に対しても、同一の申告に基づいて納税することを可能とすることにあり、したがって、地方公共団体としては、国の賦課した法人税額、法人税の課税標準とされた所得等を課税標準として、法人県民税を賦課徴収すれば足りる」とされ、さらに、法人の県民税の更正及び決定について、「道府県知事としては、まず当該申告が法人税額あるいは法人税の課税標準と一致するか否かを調査するとともに、国の税務官署の資料及び当該法人から当該地方公共団体に提出された資料から、法人税の課税標準等について計算誤びゅうその他算定方法の誤りなどを発見した場合には更正ないし更正の請求を行うもので、右資料等とは無関係に積極的に独自の調査をすべきことまでを予定しているということはできない」とされている。

オ　大分県税事務所では、法人県民税の申告書を受け付けた後、申告内容の確認を行い、県税総合情報管理システムに入力を行っている。さらに、大分県内に本店等主たる事務所等を有する法人について、法人県民税の申告内容と大分県内の税務署に申告のあった全ての法人税の電子データとを電算上で突き合わせている。法人税の電子データと法人県民税の申告内容に相違がある場合は、税務署で申告書の閲覧を行い、その相違点を確認し、必要に応じて更正等の処理を行っている。

カ　以上のとおり、大分県と大分県税事務所は、法の規定に基づき法人県民税に係る事務を執行しており、怠る事実はない。

(5)　監査の実施

令和元年12月16日及び17日に職員監査を実施し、同月26日に委員監査を実施した。

(6)　関係人調査

事実証明書とその原本との同一性の確認及びＢ施設の指定管理に関する事実の確認のため、令和元年11月29日付けで、地方自治法第199条第８項の規定に基づき、由布市長宛てに文書による調査依頼を行い、同年12月９日に回答を得た。

２　監査の結果

(1)　監査委員の守秘義務について

地方自治法第198条の３第２項の規定により、監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。Ａ団体の課税状況は「職務上知り得た秘密」に該当するため、以下、守秘義務に抵触しない範囲で記述する。

(2)　確認した事実

監査の結果、次の事項を確認した。

ア　法人県民税の賦課及び徴収に関する法令・条例等の規定

(ア)　法人県民税の賦課・徴収に関する規定

a　人格のない社団等に対する地方税の課税（地方税法第12条）

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（人格のない社団等）は、法人とみなして、地方税法の関係規定が適用される（地方税法第12条）。

道府県民税に関しては、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものは、法人とみなして関係規定が適用される（地方税法第24条第６項）。この「収益事業」の範囲は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第７条の４本文で、「法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第５条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。」と規定されている。法人税法施行令第５条第１項には、第１号から第34号までの収益事業が掲げられている。

b　地方税の更正、決定等の期間制限（地方税法第17条の５）

更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後においてはすることができない（地方税法第17条の５第１項前段）。

ただし、偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正又は決定は、この規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して７年を経過する日まですることができる（地方税法第17条の５第６項）。

なお、法人県民税に関して、「更正」とは、申告書の提出があった場合において、当該申告に係る法人税額又はこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によって、法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（「確定法人税額」という。）又はこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、当該申告に係る

法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときなどに、当該調査により当該申告書に係る確定法人税額、法人税割額、均等割額などを更正することである（地方税法第55条第１項参照）。

また、法人県民税に関して、「決定」とは、申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合において、その調査によって、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定することである（地方税法第55条第２項参照）。

c　地方税の消滅時効（地方税法第18条・第18条の２）

地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して５年間行使しないことによって、時効により消滅する（地方税法第18条第１項）。道府県民税の法定納期限は、確定申告によるものについては、地方税法第53条第１項及び法人税法第74条第１項の規定により、「各事業年度終了の翌日から２月以内」とされている。

地方税の徴収権の時効は、納入告知、督促、交付要求などの処分の効力が生じたときに中断する（地方税法第18条の２第１項）。

地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れた地方税に係るものの時効は、当該地方税の法定納期限の翌日から起算して２年間は、進行しない（地方税法第18条の２第３項本文）。

d　道府県民税の納税義務者・課税標準（地方税法第23条・第24条）

道府県民税は、道府県内に事務所又は事業所を有する法人に対しては均等割額（均等の額により課する道府県民税の額）及び法人税割額（法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税の額）の合算額によって課される（地方税法第24条第１項、第23条第１項）。

e　法人の道府県民税の申告納付（地方税法第53条）

法人の道府県民税の申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書を提出するとともに、申告した道府県民税額を納付しなければならない（地方税法第53条第１項）。

f　法人の道府県民税の更正及び決定（地方税法第55条）

道府県知事は、地方税法第53条の規定による申告書の提出があった場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額が、その調査によって、申告・修正申告・更正・決定された法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときなどは、これを更正するものとされている（地方税法第55条第１項）。

また、道府県知事は、納税者が第53条第１項等の規定による申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとされている（同条第２項）。

g　法人税に関する書類の供覧等（地方税法第63条）

道府県知事が法人の道府県民税の賦課徴収について、政府に対し、法人税の納税義務者が政府に提出した申告書や政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとされている（地方税法第63条第１項）。

また、政府は、法人税に係る更正又は決定の通知をした場合には、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得の金額及び法人税額を当該更正若しくは決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所（２以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所）所在地の道府県知事に通知しなければならないとされている（同条第２項）。

さらに、この通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならないとされている（同条第４項）。

h　法人の道府県民税に係る延滞金（地方税法第64条・附則第３条の２）

法人の道府県民税の納税者は、第53条第１項の納期限後にその税金を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6％の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。なお、年14.6％の割合は一定の期間については年7.3％とされ、さらに、この割合に特例を設ける措置が講じられている（地方税法第64条・附則第３条の２）。

(イ)　県税事務所の長に対する知事の権限の委任（大分県税条例第４条の２）

知事は、大分県税条例第４条の２第２項の規定により、法人県民税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項については、大分県税事務所の長（平成31年３月31日までは県税の課税地を所轄する県税事務所の長）に委任している。

イ　大分県税事務所における法人県民税に関する事務の処理の状況

大分県税事務所における法人県民税に関する事務の処理は、上記関係法令等の規定に基づき、おおむね次のようになされていた。

(ア)　大分県税事務所では、法人県民税の申告書を受け付けた後、申告内容の確認を行い、県税総合情報管理システムに入力を行っている。

(イ)　法人県民税の申告データは、県税総合情報管理システム上で、法人税の課税データと突き合せ、一致したものは、「是認」する。

(ウ)　「是認」しなかったもののうち税務署における書類の閲覧が必要な法人について、名簿を作成し、各税務署に法人税の申告書類の閲覧請求をする。

(エ)　法人税の申告内容と法人県民税の申告内容の相違点を確認し、必要に応じて更正、決定等を行っている。

ウ　監査対象事項に係る事務処理

Ａ団体の課税状況は、監査委員が職務上知り得た秘密に該当するため、ここに記載することはできない。

(3)　監査対象機関の説明

監査対象機関は、次のような説明をした。

なお、Ａ団体の課税状況についての説明も受けたが、(2)のウに記載したものと同じ理由により、ここに記載することはできない。

ア　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人税法・地方税法の規定により人格のない社団等とされる。人格のない社団等が収益事業を行う場合は、法人税及び法人県民税の申告と納税の義務がある。

収益事業の範囲は法人税法・地方税法とも同様であり、法人県民税におけるその取扱いは、法人税における取扱いに準じるとされている。Ａ団体が行うＢ施設の管理運営が収益事業に該当するかどうかは、税務署の判断による。

イ　地方税法第53条第１項の規定により、国税である法人税に係る申告書を提出する義務のある法人は、法人県民税に係る申告書を知事に提出しなければならないとされている。したがって、大分県税事務所としては、まずは税務署に法人税の申告書が提出されているかどうかを調査することとなる。

ウ　地方税法第17条の５第１項の規定により、法人県民税に係る「決定」は、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後においてはすることができないとされている。また、同条第６項の規定により、偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れた場合は、法人県民税に係る「決定」は、法定納期限の翌日から起算して７年を経過する日まですることができるとされている。

偽りその他不正の行為の有無の判断は、税務署が行う。当該行為があったと判断された場合、税務署は法人税の賦課決定を行い、県は法人県民税について賦課決定を行う。

エ　「国と地方団体との税務行政運営上の協力について（昭和57年３月１日自治税企第12号各都道府県知事宛て自治省税務局長通達）」により、県と税務署は相互に協力し、税務行政の適切な執行に努めることとされており、国税局から法人税の申告データの提供を受けたり、県内の税務署で法人税の申告書の閲覧を行うなど、日頃から必要な情報交換を行っている。

(4)　判断

以上の確認事実及び監査対象機関の説明並びに関係資料の調査に基づき、次のように判断した。

ア　本件怠る事実の有無について

法人県民税の賦課徴収懈怠の有無については、徳島地方裁判所平成８年10月25日判決において、要旨「法人県民税は、均等割額と法人税割額の合算額によって課され（地方税法24条、25条１項２号）、右のうち法人税割額は、国が賦課した法人税額を課税標準として賦課される（同法23条１項３号）。」、「地方税法が同税の課税基準を右のように定めたのは、同一所得について国の税務署と地方自治体の双方が重複調査を行い、異なる所得計算をすることを避けるとともに、納税者に対しても、同一の申告に基づいて納税することを可能とすることにあり、したがって、地方公共団体としては、国の賦課した法人税額を課税標準として法人県民税を賦課徴収すれば足り」るとの考え方が示されている。

上記判決の考え方に従って、本件怠る事実の有無について判断すると、大分県税事務所長は、法人県民税の申告書を受け付けた後、申告内容の確認を行った上で県税総合情報管理システムに申告内容を入力し、同システム上で、国から提供された法人税の申告に係るデータとの突き合わせを行い、一致しなかったものについて税務署において法人税の申告書類を閲覧し、必要に応じて更正、決定等を行っており、国の賦課した法人税額を課税標準として法人県民税を適正に賦課徴収していることが認められる。

したがって、大分県税事務所長について、違法又は不当に法人県民税の賦課徴収を怠る事実があるとは認められない。

イ　結論

　上記のとおり、本件怠る事実は認められない。したがって、必要な措置について判断するまでもなく、本件請求には理由がないと認められる。